

啓源会計士事務所株式会社

香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室

電話: +852 2341 1444 メール: info@kaizencpa.com

中国深セン 電話: +86 755 8268 4480

中国上海 電話: +86 21 6439 4114

中国北京 電話: +86 10 6210 1890

台湾台北シンガボール米国ニューヨーク台北市大安区忠孝東路セシルストリート138号ニューヨーク州ニューヨーク市四段142月3階-3セシル・コート13階1302室キャナルストリート202月3階303室 郵便番号: 069538 電話: +886 2 2711 1324 電話: +65 6438 0116

郵便番号: 10013 電話: +1 646 850 5888

## 外商投資企業の解散と清算

(外資系独資会社、中外合資経営企業、中外合作経営企業に適用される)

## 1. 解散と清算の条件

中国の法律により、外商投資企業は、以下のいずれかに該当する場合、解散及び清算される必要が あります。

- (1) 経営期間満了又は会社の定款に規定されたその他の解散事由
- 株主会又は株主総会の決議による会社解散 (2)
- (3) 合併又は分割
- (4) 会社は法により営業許可証を取り消され、閉鎖を命じられ、又は取り消される場合
- (5) 法律に従って破産を宣告する場合
- 人民法院が法律に従って企業を解散する場合 (6)
- 法律、行政法に規定されたその他の場合 (7)

## 2. 解散と清算の手続き

外商投資企業は、解散・清算の条件に該当する場合、自ら解散・清算の申請書類を審査機関に提出 し、審査機関の承認を取得する必要があります。企業は解散日から 15 日以内に清算委員会を設置 して清算を開始する必要があり、且つ清算委員会設置後 60 日以内に新聞で公告しなければなりま せん。債権者は通知を受領したから 30 日以内に、又は公告日から 45 日以内に(通知を受領しなか った場合)清算委員会にその債権の届出をする必要があります。

有限責任会社の清算委員会は株主で構成され、株式会社の清算委員会は取締役又は株主総会に 指定された者で構成されます。

清算委員会は会社の財産を清算したり、貸借対照表及び財産目録を作成したりした後、清算案を制 定して株主会、株主総会又は人民法院に提出し、承認を取得する必要があります。

清算期間中、会社は存続していますが、清算に関係のない事業活動を行うことができません。会社 の財産は、法律に従って返済される前に株主に分配されることができません。会社の財産を清算費 用、従業員の賃金や強制加入の福利厚生費、法定手当、未納税金、債務の順に返済した後の残余 財産は、有限責任会社の場合は各株主の出資額に応じて分配され、株式会社の場合は各株主が保 有する株式数に応じて分配されます。

清算手続き完了後、清算委員会は、清算報告書を株主会、株主総会又は人民法院に提出し、承認 を取得する必要があります。その後、承認された清算報告書を元の登記機関へ提出し、会社登記抹 消を申請し、会社解散を公告する必要があります。

外資系企業解散後、株式譲渡により会社組織を変更することができます。例えば、中国のパートナー又は他の中国企業が外資系独資会社の株式を購入することができ、その外資系独資会社が内資企業になります。組織が変更された会社は、登記機関に再び登録された後、事業を継続することができます。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com 固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614 ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

Skype: kaizencpa

## 参考資料:

1. 「深セン外資系独資貿易会社設立の手続きと費用」

https://www.kaizencpa.com/jp/Services/pinfo/id/348.html

2. 「上海外資系独資貿易会社設立の手続きと費用」

https://www.kaizencpa.com/jp/Services/pinfo/id/370.html

